

島根県医療費適正化計画（第3期）の概要

1. 医療費適正化計画の位置づけ

(1)背景

- ①急速な少子高齢化、経済の低成長等医療を取り巻く環境が変化
- ②国民皆保険堅持のため、平成18年医療費適正化計画の制度創設

(2)計画の性格、計画期間、他計画との関係

- ①高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療費適正化基本方針に即して定める、本県の医療費適正化の推進に関する基本・実行計画
- ②計画期間：平成30年度～35年度（6年間）
- ③本県の医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画及び国保運営方針と調和

2. 第3期計画の内容

(1)基本的な考え方

住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく

(2)主な記載項目（下線部は第3期からの新規項目）

①取組目標（任意記載）

- ・特定健康診査、特定保健指導の実施率 70%、45%
- ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者数 25%減少
- ・後発医薬品の使用割合 80%
- ・たばこ対策、予防接種、生活習慣病等の重症化予防の推進、医薬品の適正使用の推進、その他予防・健康づくりの推進

②計画期間における医療費の推計（必須記載）

自然体医療費に、以下の効果等を織り込み、計画最終年度の医療費を推計

- ・特定健診・保健指導実施率目標達成の効果
- ・後発医薬品の使用割合目標達成の効果
- ・1人あたり医療費の地域差縮減の効果
- ・入院医療費における病床機能の分化・連携の推進の成果

3. 計画の推進体制

県は保険者等関係者と相互に連携協力を行い、保険者協議会を通じて積極的に計画の推進を図る

4. 策定スケジュール

- 7月～11月 策定委員会（仮称）にて計画案検討
- 1月～2月 保険者協議会及び市町村へ協議、パブリックコメント実施
- 3月 計画策定